

大学コンソーシアム京都「産学連携教育プログラム」	担当窓口・関係情報
<p>大学コンソーシアム京都の産学連携教育プログラムは、就職活動としてのインターンシップではなく、大学における学びの一環として位置づけ、実体験と教育研究の融合による「学習意欲の喚起」「高い職業意識の育成」「自主性・独創性のある人材育成」を目的とした教育プログラム（コーオプ教育）として、1998年度より全国に先駆けて開始しています。単なる就業体験にとどまらず、実践から「働く」を考え、社会人基礎力を育成するカリキュラムを持ったキャリア教育として、受講生からも高い満足度を得ています。</p> <p>「学生ならではの経験がしたい！」 「社会人になる力をつけたい！」 「“働く”をイメージしたい！」 「自分の強みや課題に気づきたい！」 「地域・社会に貢献したい！」 「他大学生と交流したい！」</p> <p>1つでもあてはまる方に、 【大学コンソーシアム京都の産学連携教育】 をお勧めします。</p>	<p>(担当窓口) 【単位認定に関する問い合わせ】 法学部教務課 深草学舎 6号館（紫英館）1階 【プログラムに関する問い合わせ】 公益財団法人 大学コンソーシアム京都 産学連携教育事業推進室 〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下ル キャンパスプラザ京都内 TEL：075-353-9106</p> <p>(履修に関する情報) 本学履修要項WEBサイトで確認してください。 (URL) https://cweb.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/prog.html (QRコード) </p> <p>(関係情報) ・大学コンソーシアム京都産学連携教育サイト (URL) https://consortiumkyoto-internship.jp/ (QRコード) </p>

3. 学内外における研修制度およびインターンシップ・プログラム

龍谷大学では、将来の進路を探る有効な手段として、学内外における研修制度およびインターンシップ・プログラム（企業や行政機関、NGO・NPO 団体等において就業体験を行う制度）への参加を推奨しています。

法学部では、以下のとおり5種類の学内外における研修制度およびインターンシップ・プログラムが用意されています。

- ①法学部が開講するインターンシップ科目
- ②法学部学生内外研修制度
- ③大学コンソーシアム京都「産学連携教育プログラム」
- ④ RYUKOKU キャリア・スタート・プログラム
- ⑤ RI Program 留学での Community Service Learning（ボランティア活動）

なお、上記5種類の中で、②から⑤までの研修制度およびインターンシップ・プログラムに複数参加する場合、単位認定等に制限がありますので、P.111を参照するか法学部教務課窓口で必ず確認してください。

(1) 法学部が開講するインターンシップ科目

1) 法律実務論A・B

夏期休業期間中（2週間あるいは4週間）に、弁護士事務所・司法書士事務所において法律実務に直接触れることを内容とする科目です。研修先の弁護士事務所・司法書士事務所講義を受けるのではなく、弁護士や司法書士に同行するなどして、さまざまな経験をすることが予定されています。

資格要件、出願手続き、実習先決定など詳細についてはシラバスを参照するか、法学部教務課窓口へお問い合わせください。

2) 法律事務実務Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ

将来、弁護士の経営する法律事務所や企業の総務・法務部門等で働きたいと思っている人を対象に開講している授業科目です。この授業の中で、希望者を対象に夏期休業期間中（およそ1週間程度）、法律事務所へのインターンシップが行われます。ただし、受け入れ先が限られるため、受講者全員が参加できるとは限りませんので注意してください。

この授業の履修方法については、時間割表およびシラバスを参照してください。また、この授業の中で実施されるインターンシップに関する詳細については、授業が始まった後に担当教員から説明がなされますが、法学部教務課窓口で事前に相談いただいても結構です。

(2) 法学部学生内外研修制度

この制度は、国内、国外を問わず学生自身が社会的・国際的に広い視野と深い知識を得るため、自発的・積極的に活動し、参加した研修や実習に対して単位認定を行うものです。詳しくは、法学部教務課窓口までおたずねください。

1) 申込方法

本制度の利用希望者は、事前に研修計画書等を法学部教務課窓口へ提出してください。

研修計画書等は、法学部教務課にて配布します。

2) 申込期間

随時行っています。

3) 資格取得

対象学年：全学生

登録制限：履修制限単位数には含みません。

1年度につき1プログラムを単位認定の対象とします。

単位認定：科目名 特別講義 E，特別講義 F，特別講義 H

単位数 1プログラム2～6単位

認定 卒業要件単位として、コア科目以外の法学部専攻科目で認定します。

制限 6単位（超過分は随意科目として認定）

※ 他の学内外での研修制度およびインターンシップ・プログラムと重複して参加する場合、制限（条件）があります。詳細は P. 97～98 または法学部教務課窓口で確認してください。

成績評価：合格の場合のみ、「認定（N）」で評価します（素点評価は行いません）。

◎詳細事項については、以下の「法学部学生内外研修申し合わせ」を参照してください。

法学部学生内外研修申し合わせ	
(目的)	
第1条	学生外国留学規程第2条第2項、及び第3項に基づく法学部学生の海外研修、並びに国内研修に関する単位認定について必要な事項を定める。
(科目)	
第2条	内外研修の単位認定は、法学部開設の「特別講義 E」(2単位)「特別講義 F」(2単位)及び「特別講義 H」(2単位)によって行う。
第3条	国の内外における研修を希望する学生は、事前に研修計画書を法学部教務課に提出しなければならない。
2	法学部教務主任は、研修計画書を検討の上、指導教員を指定する。
(許可)	
第4条	教務主任及び指導教員が、書類の審査、面接試問等により、出願者にとって内外研修が研修時期、内容等の点で有益であると判断したときは、教務委員会の議を経て、教授会に諮り、その承認を得なければならない。
(期間)	
第5条	内外研修期間は在学期間に算入し、その期間は1年以内とする。ただし、教授会が有益と認めたときは、その期間を延長することができる。
(単位認定)	
第6条	研修で得た成果、研修を終了した学生の研修先の大学等における学修の成果に基づき、原則として次の基準により単位認定する。認定される単位は6単位を限度とする。
2	次の各号に該当するときは、特別講義 E、F 及び特別講義 H の単位として認定する。
(1)	1ヶ月程度の研修期間の報告書、及び6,000字程度の報告レポートを審査し、適当と認められたときは、「特別講義 E」(2単位)を認定することができる。
(2)	3ヶ月程度の研修期間の報告書、及び8,000字程度の報告レポートを審査し、適当と認められたときは、「特別講義 E」(2単位)「特別講義 F」(2単位)(計4単位)を認定することができる。
(3)	6ヶ月程度の研修期間の報告書、及び10,000字程度の報告レポートを審査し、適当と認められたときは、「特別講義 E」(2単位)「特別講義 F」(2単位)「特別講義 H」(2単位)(計6単位)を認定することができる。
第7条	この申し合わせに関する事項は、法学部教務課が所管する。
(付則)	
この内規は、平成14年4月1日から施行する。	

4) 主な研修実績

年度	研修先	所在地
2002年度	杉本雅俊法律事務所	三重県四日市市
	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	大阪府羽曳野市
2003年度	呉市役所スポーツ振興課(体育振興財団)	広島県呉市
	国連ジュネーブ欧州本部	スイス連邦
	小松市立和光学園	石川県小松市
	近畿経済産業局	大阪市
2005年度	(株)日本航空インターナショナル	東京都品川区
2008年度	きょうとNPOセンター	京都市
2015年度	伏見区役所深草支所地域力推進室	京都市
	深草稻荷保勝会	京都市
2016年度	明倫自治連合会地域景観づくり協議会	京都市
	京都市、都市計画局都市景観部景観政策課	京都市
2018年度	東近江市役所	滋賀県東近江市
2020年度	大学コンソーシアム京都	京都市
2022年度	日本フットパス協会	滋賀県東近江市、熊本県美里町、三重県いなべ市